

裁 決 書

審査請求人

住 所

氏 名

審査請求代理人

住 所

氏 名

審査請求代理人

住 所

氏 名

処 分 庁

社会福祉課長

上記審査請求人から平成23年3月14日付けで提起のあった生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第5項で準用する同条第1項の規定に基づく生活保護変更決定処分及び平成23年3月2日付けで提起のあった法第63条の規定に基づく費用返還決定処分に係る審査請求については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第36条の規定により併合し、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成23年1月24日付けで行った保護変更決定処分及び平成23年1月7日付けで行った法第63条の規定に基づく費用返還決定処分については、いずれもこれを取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁が請求人に対して行った、平成23年1月24日付け生活保護変更決定処分（以下「本件処分1」という。）及び平成23年1月7日付け法第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分2」という。）について不服があるとし、その取消しを求めて本件審査請求を提起したものである。

2 請求人の主張

審査請求書等によると、請求人は次の理由から本件処分1及び本件処分2は不当であると主張する。

(1) 本件処分1について

平成19年7月から特別障害者手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年7月2日法律第134号）第26条の2に規定する手当をいう。以下同じ。）が支給されたにも関わらず重度障害者加算（生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）別表第1の第2章の2の（3）に規定する加算をいう。以下同じ。）を認定しなかったのは、処分庁のミスである。

よって、平成19年7月に遡及して重度障害者加算を認定すべきである。

(2) 本件処分2について

① 請求人が、平成19年6月に特別障害者手当の申請を行う際、障害福祉担当職員、保護担当職員から「このお金は保護には関係なく受給できる」との説明を受けていた。

特別障害者手当の受給を知っていながら収入認定しなかったのは行政のミスである。

② 平成19年7月から平成21年7月までの特別障害者手当は生活費に費消されており、法63条による月5,000円の分割返還をもとめることは、生活保護基準を下回る生活を強いることとなり、生活保護法の主旨にそぐわない。

第2 処分庁の弁明の趣旨及び主張

1 処分庁の弁明の趣旨

「本件審査請求をいずれも棄却する。」との裁決を求める。

2 処分庁の主張

(1) 本件処分1について

請求人にかかる特別障害者手当の収入認定を開始した際に重度障害者加算を認定しなかったのは、行政庁の初歩的なミスと指摘されても仕方ない。

しかしながら、扶助費の遡及支給の限度については、生活保護問答集について（平成21年3月31日 厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下、「生活保護問答集」という。）の問13-2において、「最低生活費の遡及変更は2か月程度（発見月及びその前月分まで）」と規定されており、本件処分はこれに基づいたものであり適切である。

(2) 本件処分2について

① 「このお金は保護には関係なく受給できる」との説明は、受給しても収入認定を行わないという意味でなく、他法他施策活用から受給を勧めたものである。

収入申告書は、担当者が代筆していたが、恩給、年金等による収入欄は未記入で、申告の意思があったか不明である。請求人が申告の義務を果たしたとは言い切れない。

② 請求人には、加算が支給されており、月5,000円返還しても直ちに最低生活を脅かすものではない。

第3 審査庁の認定事実及び判断

1 認定事実

(1) 請求人は、昭和61年8月1日に生活保護の受給を開始し、現在も継続して受給している。

(2) 請求人は、平成19年7月から特別障害者手当の受給を開始したが、処分庁は平成21年8月まで収入認定を行わなかった。

未認定額は、平成19年度158,640円、平成20年度317,280円、平成21年度105,760円の計581,680円である。

(3) 請求人から平成22年5月31日に提出された収入申告書に特別障害者手当を受給している旨の記載がある。

(4) 処分庁が作成した請求人に係るケース記録によると、平成19年6月1日の記録に「特別障害者手当の申請（1級）」、平成21年8月20日の記録に「特別障害者手当受給判明 H19.7より受給している」、

平成21年9月18日の訪問時の記録に、「特別障害者手当認定漏の件に関して局10-2-(8)、法第56条により、H21.8月分は10月以降の返納金収入充当にし、法第63条返還金にかけないようにする旨伝える」と記載されている。

また、処分庁が作成した「生活保護法第63条費用返還適用調書」に、「H21.8.20 特別障害者手当認定漏れを担当のケースワーカーが気づくも当時の上司の指示により法第63条返還金起案せず。」と記載されている。

- (5) 処分庁は、平成22年12月14日の会計検査院による実地検査の際、未認定の特別障害者手当に相当する保護費について法63条を適用すべきであったこと、重度障害者加算を認定すべきであったことを認識した。
- (6) 処分庁は、未認定額に相当する保護費の法63条による返還及び平成22年11月に遡及して重度障害者加算を認定することを決定し、それぞれ、平成23年1月7日付け、平成23年1月24日付けで請求人に通知した。

2 判断

(1) 本件処分1について

本件において、請求人が平成19年7月に重度障害者加算の支給要件に該当していたことについては両者の争いがないことから、これに基づき裁決を行うこととする。

処分庁が主張するとおり、生活保護問答集問13-2において、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は2か月程度（発見月及びその前月分まで）と考えるべきであろう。」と規定されている。

一方、法第25条第2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活実態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、すみやかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（以下略）」と規定し、保護の実施機関に保護の変更を必要とする場合のすみやかな決定を義務づけている。

上記、生活保護問答集問13-2では、「一旦決定された行政処分」とあり、この法第25条第2項に規定する義務に従いすみやかに行政処分が行われることを当然の前提にしているものと認められる。

さて、処分庁は、平成22年12月の会見検査院実地検査の際に重度障害者加算の未認定を認識し、生活保護問答集問13-2により「発見月及びその前月分まで」遡及して認定することを決定したと主張し

ている。

しかし、それ以前にも、平成19年6月1日の記録に特別障害者手当を申請したこと、平成21年8月20日の記録に特別障害者手当を受給していること、さらに、平成22年5月31日に提出された収入申告書に特別障害者手当を受給しているという主旨の記載がされており、処分庁が「保護の変更を必要とすると認め」法第25条第2項に従い保護の変更決定を行うべき機会は少なくとも3回はあったと認められる。

したがって、処分庁がいずれの機会にも認定に必要な手続をせずに放置し、重度障害者加算の認定を行わなかったことは、法第25条第2項の規定に反する違法な行為であったと言わざるを得ない。

本件処分1は、生活保護問答集問13-2を機械的に適用し、処分庁による前記の違法な行為により生じた、受けられるべき加算を長期間受給できないという不利益を請求人にのみ負わせるものであり不適切である。

(2) 本件処分2について

特別障害者手当等、6か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。本件では、請求人が受給を開始した平成19年7月分の特別障害者手当を同年10月に収入認定し、以降継続して認定すべきであったが、処分庁がこれをおこたったため、平成19年7月分から平成21年4月分までの特別障害者手当、581,680円が未認定となってしまったものである。

処分庁は、特別障害者手当の受給を認識した平成21年8月20日に、すみやかに法63条を適用し、未認定額に相当する保護費の返還を求めるべきであった。しかし、認定事実(4)のとおり「法第63条返還金起案せず」と処分庁が決定し、請求人に対し、「法第63条返還金にかけない」との行政指導を行った。上記行政指導は、法の解釈を誤ったもので、取り消されるべきものであり、平成23年1月7日付け「生活保護返還金決定通知書」により、処分庁により取り消されたものと解される。

瑕疵ある行政指導が取り消しうるものであるか否かは、当該行政指導を取り消すべき公益上の必要性和指導の相手方の信頼保護の必要性和を比較衡量し、取り消すべき公益上の必要性が関係者の信頼をくつがえしてもやむを得ないほどのものである場合にはじめて取消しが認められるものと解すべきである。そして、その比較衡量に当たっては、

取消しが行われる時期、取消しにより失われる利益等の具体的事情から判断される取消しにより生じる相手方の不利益、取消しによる不利益の緩和措置や代償措置の有無、当該指導の違法や程度の内容、当該指導の違法状態が存続することにより第三者に与える影響を具体的に考慮すべきであり、また、違法状態が発生することについて相手方自身の行為が関与しているか否かも考慮の要素となるものと考えられる。

これを本件についてみると、瑕疵ある行政指導を取消し、法に従った正当な処分を行うことの必要性はもとより大きいが、取消しが行政指導から1年以上経て行われたこと、本来、特別障害者手当の認定と同時に行われるべき重度障害者加算が認定されていないこと、未認定の特別障害者手当全額の返還を求めることは請求人に著しい不利益を強いること、誤った指導が行われるに当たって請求人には何ら責任が無いこと等から、当該指導を取り消す本件処分2は妥当性を欠き、信義則に反する違法な処分と認められる。

なお、請求人の主張(2)の②については、以上のことから検討するまでもない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求にはいずれも理由がある。よって、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

教 示

この裁決に不服がある場合には、この裁決書が到着した日の翌日から起算して30日以内に厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした[]を被告として（訴訟において[]を代表する者は[]長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えをすることができなくなります。）。

平成23年6月20日

審査庁

大分県知事

広瀬 勝

貞

